

報道関係者 各位

令和元年 12 月 16 日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 岡崎 暁

監督係長 佐藤 雅史

電 話 018-862-6682

令和元年度木造家屋建築工事に係る墜落災害防止集中取組月間の結果について

秋田労働局（局長 甲斐三照）では、令和元年 7 月 1 日から 7 月 31 日までを労働災害防止重点期間と位置づけ、県内の 6 労働基準監督署で、施工中の木造建築工事現場に対して集中的に監督指導を実施しました。

【監督指導の結果】

□ 125 事業場のうち違反事業場数は 85 事業場（違反率：68.0%）

監督指導を実施した件数は 92 現場、125 事業場^{※1}で、このうち、労働安全衛生法違反が認められた件数は 59 現場、85 事業場でした。違反率は、昨年度の 76.2% から 8.2 ポイント減となりましたが、半数以上の現場で安全対策が不十分な状況が認められました。（別紙 1 表 1 参照）

□ 墜落防止措置に関する違反が 55.2% で最多

違反の内容は多い順に、

- | | |
|----------------------|---------------|
| ① 墜落防止措置に関するもの | 69 事業場（55.2%） |
| ② 元請の現場管理に関するもの | 21 事業場（16.8%） |
| ③ 作業主任者の氏名等の周知に関するもの | 15 事業場（12.0%） |

で、特に危険度の高い機械設備や作業場所に対し、機械の使用停止や作業場所への立入禁止等の行政処分^{※2}を行った件数は 18 現場、22 事業場で、内訳は、

- | | |
|------------------|--------|
| ① 墜落防止措置に関するもの | 20 事業場 |
| ② 手工具の安全装置に関するもの | 1 事業場 |

となり、特に足場や開口部などからの墜落災害を防止するための措置が十分に講じられていない状況が認められました。（別紙 1 表 2・表 3-1・表 3-2 参照）

【今後の取組】

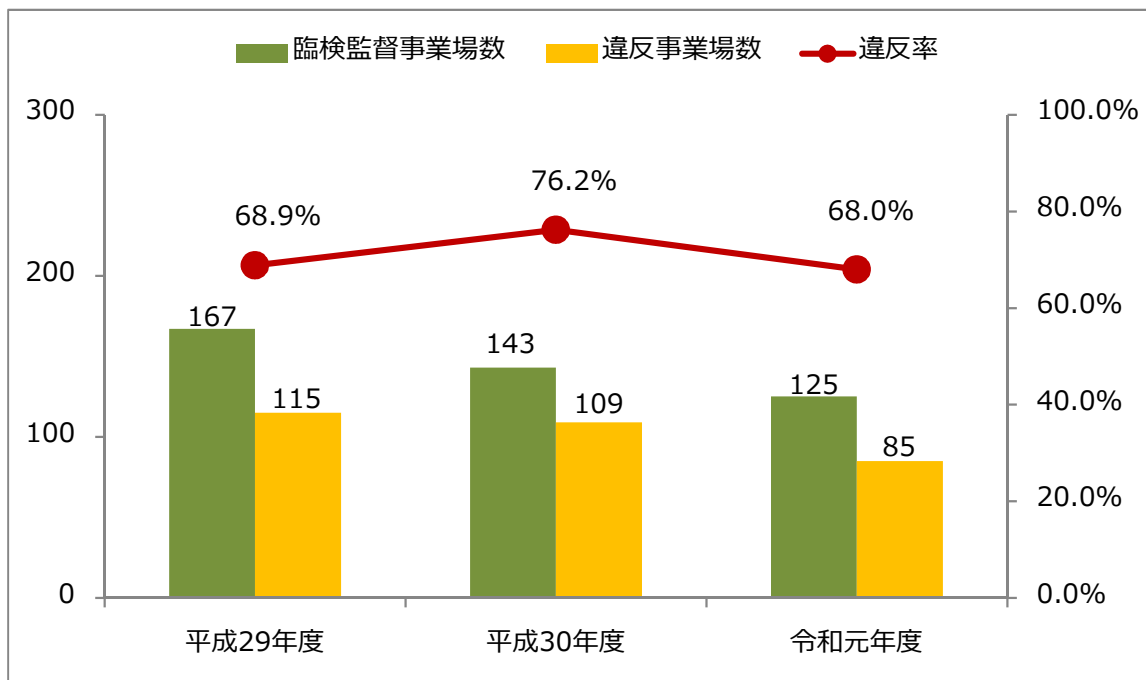
秋田県内の木造家屋建築工事業では、休業 4 日以上労働災害が 51 件（10 月末日現在）発生しており、昨年同期比で 22 件の減少となっています。

墜落防止措置に関する法違反は、死亡などの重大な災害につながることから、引き続き、労働災害撲滅のための監督指導を重点的に実施することとしています。

※ 1）事業場数とは、建設業の現場で作業する元請事業場と下請事業場の数を合計したものです。

※ 2）特に危険な機械や作業現場に対して労働基準監督署長が行う行政処分、行政処分の対象となった機械や作業場所が安全に作業ができることが確認されるまで、その使用や立入が禁止されます。

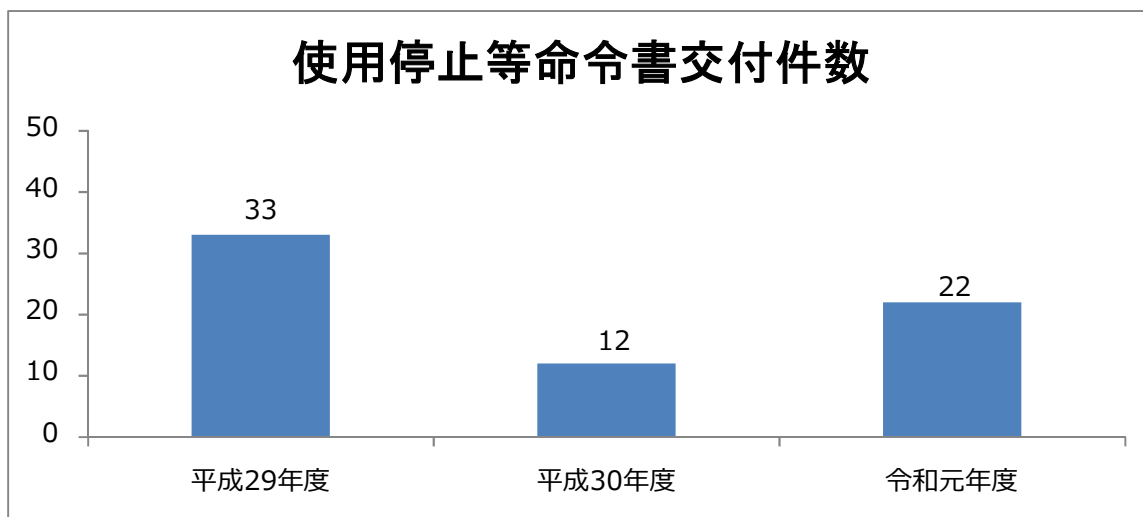
【表 1】 過去 3 年の木造家屋建築現場に対する墜落災害防止集中取組月間の監督指導の推移



【表 2】 主な違反内容

主な違反内容	平成 2 9 年度		平成 3 0 年度		令和元年度	
	違反事業場数	違反率	違反事業場数	違反率	違反事業場数	違反率
墜落防止措置に関するもの	82	49.1%	67	46.9%	69	55.2%
元請の現場管理(下請指導等)に関するもの	35	21.0%	27	18.9%	21	16.8%
作業主任者の氏名等の周知	14	8.4%	17	11.9%	15	12.0%
安全装置等の有効保持	15	9.0%	14	9.8%	5	4.0%

【表 3-1】 使用停止等命令書の交付状況



※「使用停止等命令」

特に危険な作業箇所に対して、労働安全衛生法第98条に基づき行う行政処分。命令が交付された対象物、箇所は是正が確認され解除命令を受けない限り、使用や立入が禁止される。

(例) 高所作業で墜落防止措置（作業床の設置や手すり等の設置）が講じられていない場合

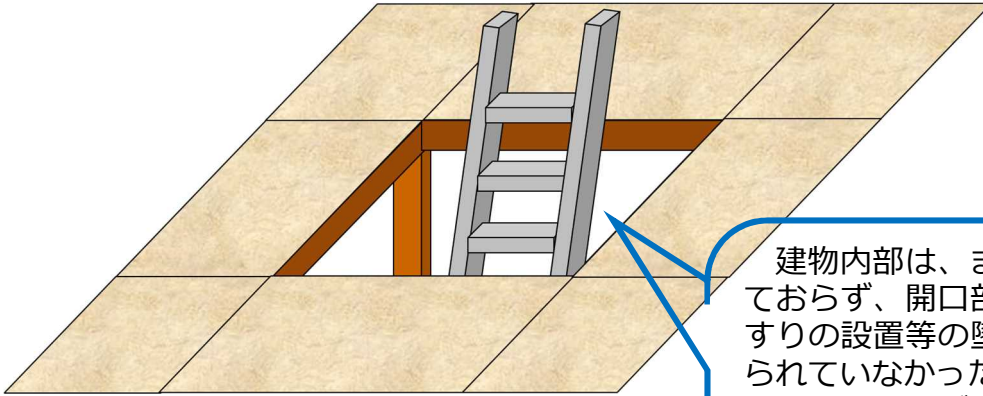
【表 3-2】 主な使用停止等命令書の違反内容

主な違反内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	件数	件数	件数
墜落防止措置に関するもの	33	11	20
丸のご盤の歯の接触予防装置	0	0	1

事例

建築工事現場で建物内部 2 階に開口部があり、当該開口部にはしごを立てかけられていた。開口部には覆いや手すり等が設置されておらず、作業する労働者が墜落する危険性があった。また、はしごには転位防止のための措置が講じられておらず、昇降する労働者がはしごの転位とともに墜落する危険があった。

【臨検監督において把握した事実】



建物内部は、まだ階段が設置されておらず、開口部となっており、手すりの設置等の墜落防止措置が講じられていなかった。

また、はしごには転位防止のための措置が講じられておらず、はしごの転位とともに労働者が墜落する危険があった。

【監督署の対応】

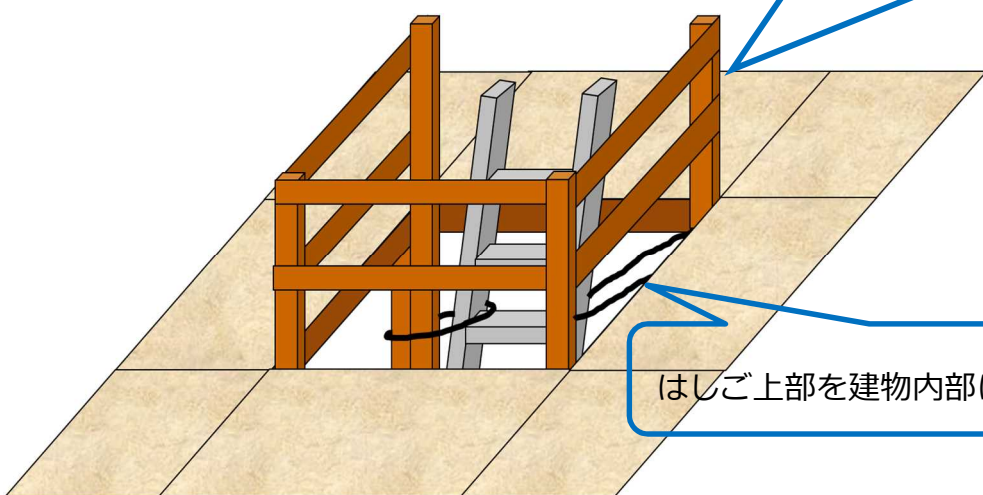
開口部への立入禁止と手すり等の設置を命じた。

(労働安全衛生法第 21 条第 2 項、労働安全衛生規則第 519 条第 1 項違反)

はしごに転移防止を講じるよう指導した。

(労働安全衛生法第 20 条第 1 号、労働安全衛生規則第 527 条第 4 号違反)

【監督指導の結果】



開口部に手すりと中さんを設置した。

はしご上部を建物内部に緊結した。